

ソルト総合会計事務所 行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を進めるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年3月1日～令和6年2月²⁹28日までの3年間

2. 内容

《目標1》

(1) 以下の用件に係る時間に対し、有給の特別休暇を年間に2日付与する。

- ①小学校入学までの子を養育する従業員が、子の突発的な病気などで休む場合。
- ②学校行事・子どもたちが参加する地域行事（通学路のパトロールなど）に参加する場合。

(2) 子どもを育てる従業員が利用できる措置として、始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げを実地する。

<対策>

令和3年3月～ 従業員への周知

令和4年3月～ 従業員の意見を聞き、内容の検討

《目標2》

年次有給休暇の取得日数を最低6日とする。

<対策>

令和3年4月～ 年間休暇計画の作成

令和3年9月～ 取得状況の確認をし、目標に向けて従業員と面談

以下毎年繰り返す。